

山形市公式ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」(以下「ホームページ」という。)への広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 次に掲げるものの広告は、掲載しないものとする。

- (1) 山形市市税条例(昭和40年市条例第37号)第3条に規定する市税の滞納があるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載箇所、掲載料及び規格)

第4条 掲載する広告の掲載箇所、掲載料及び規格は、次の表のとおりとする。

掲 載 箇 所	トップページの指定された範囲内
掲 載 料	1 枠につき1 カ月1 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む。)
規 格 (1 枠)	サイズ 縦6 0 ピクセル × 横1 2 0 ピクセル 形 式 G 1 F 又は J P E G 容 量 1 5 K B 以下

2 広告掲載料は、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、これによりがたいと市長が認める場合は、双方協議のうえ納付方法を定めるものとする。

(広告の掲載ページ)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1カ月を単位とする連続12カ月までとする。ただし、広告掲載箇所に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集(以下「募集」という。)は、ホームページ及び広報やまがたにおいて行うものとする。

2 募集は、広告掲載箇所を新たに設置したとき又は広告掲載箇所に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、募集を行うにあたって、必要に応じ、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記様式第1号)により、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告の内容、デザイン等(リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。)について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、その結果及び条件等を広告掲載希望者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が第4条第1項に規定する広告を掲載することができる指定された範囲を超えたときは、抽選により広告主を決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(審査会)

第11条 第9条第1項の規定による広告内容等の審査を行うため、山形市ホームページ有料広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 審査会の委員長は総務部長を、委員は総務部広報課長、財政部契約課長、同収納管理課長、まちづくり推進部管理住宅課長、市民生活部消費生活センター所長及び商工観光部山形ブランド推進課長をもって充てる。

4 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する広告内容等に関係する事項を所管する課等の長を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、広告内容等及び広告掲載に関し疑義が生じ、又は委員長が必

要と認めた場合に委員長が招集する。ただし、会議の開催が困難な場合にあっては、稟議により審査会の審査に代えることができる。

- 2 委員長は、審査会の会議の議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務部広報課において処理する。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) リンク先の内容等が第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと市長が認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料は、当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載を取り消した日の属する月の翌月以降に係る広告掲載料の額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第17条 広告掲載期間内に、本市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告のデザインの変更)

第19条 広告主は、広告の掲載後（この項の規定によりデザインの変更を行った場合にあっては、当該変更後）1カ月が経過したときは、広告のデザインを変更することができる。

2 広告主は、広告のデザインを変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に申し出るものとする。

(リンク先の変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に申し出るものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

(適用)

2 改正後の第3条第2項及び第4条第1項の規定はこの要綱の施行の日以降に広告掲載の申込みがあったものについて、改正後の第4条第3項の規定は平成20年5月1日以降に掲載する広告について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の広告掲載料算定基準日（広告の掲載期間において最初に広告が掲載された日及び同日の属する月の翌月以後のそれぞれの月における同日の応当する日（応当する日がない

月にあつては、その翌月の初日)をいう。以下同じ。)の属する広告掲載料算定基準期間(広告の掲載期間において広告掲載算定基準日から次の広告掲載料算定基準日の前日(次の広告掲載料算定基準日がない場合にあつては、広告の掲載期間の満了する日)までのそれぞれの期間をいう。以下同じ。)に係る広告掲載料について適用し、施行日前の広告掲載料算定基準日の属する広告掲載料算定基準期間に係る広告掲載料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第4条の規定により施行日以後の広告掲載料算定基準日が属する広告掲載料算定基準期間に係る広告掲載料を算定した場合における当該広告掲載料算定基準日が属する広告の掲載期間に係る広告掲載料の総額が納入された広告掲載料の総額に達しないときは、その差額に相当する金額を広告主に返還する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）山形市長

〒

住 所

氏 名

印

電 話

山形市公式ホームページ広告掲載申込書

山形市公式ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みいたします。なお、申し込みにあたり、必要があるときは、山形市の市税の納付状況について確認できる台帳等を閲覧することに同意します。

1 掲載希望期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 広告内容

3 広告（バナー）デザイン

4 バナーリンク先URL

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

山形市長

山形市公式ホームページ広告掲載決定通知書

山形市公式ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

- 1 掲載の可否 掲載します ・ 掲載しません
- 2 広告掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 広告掲載料 _____ 円
- 4 掲載しない理由
- 5 留意事項